

広報

おおやまざき

8

2019(令和元)年

天王山のふもとで
大きく伸びー！

今月の主な内容

- 地域で踊ろう おおやまざき音頭
OH! やまざき体操 P2
- 10月から幼児教育・保育の無償化
がスタートします P5
- 一人ひとりが尊重される社会 そして
差別のない社会をめざして P8
- 平和について考える P9

vol.619

<http://www.town.oyamazaki.kyoto.jp>

ご当地体操「OH!やまざき体操」が完成し、じわじわと広がりを見せています。動画撮影を行った4月2日、天王山夢ほたる公園で、全員町民のプロジェクトメンバーの皆さんが何回かやり直しを挟みながらも、楽しそうに体操をしていました。動画はYoutubeで公開中！（関連記事4ページ）



⑧



⑦



⑥



⑤



④



③



②



①



おおやまざき音頭

START



おおやまざき音頭

米本文子作詞／小沢直与志編曲

一、
ハアー春はナ 打出のこづちの一ふりに
福もくるくる 宝 寺
桜吹雪に さそわれて
サアサ行こか 参ろか 聖天さんへ
やまざきヨイトコ 花の町（ソレ）
ホンニヨイトコ ホンニヨイトコ 花の町

二、
ハアー夏はナ 鳥もうたうか酒解の
みやしろ近い 旗立て松に
昔しゃいくさの ゆめのあと
サアサ 鐘もなります 明け暮に
やまざきヨイトコ 山の町（ソレ）
ホンニヨイトコ ホンニヨイトコ 山の町

三、
ハアー秋はナ もみじ時雨か 狐 雨
ぬれても かようた 道三の
姿見たよな 八幡さんは
サアサ 今も昔も 油の神よ
やまざきヨイトコ 竹の町（ソレ）
ホンニヨイトコ ホンニヨイトコ 竹の町

四、
ハアー冬はナ 雪でお化粧 冬木立
一寸 よりたや 妙喜庵
千の利休の 影しのび
サアサ おうさざんか 茶のかおり
やまざきヨイトコ 史の町（ソレ）
ホンニヨイトコ ホンニヨイトコ 史の町



⑬



⑬



⑬



⑬



⑬



⑬



⑬



⑬



⑬

Interview おおやまざき音頭の普及、 継承に関わる方に話を聞きました

長寿苑
舞踊サークル みのり会
川下 富江 さん

踊りを始めて40年くらいになる
と思います。舞踊など様々な踊り
をしますが、おおやまざき音頭の
ような盆踊りは敷居が低くてい
いですね。「ちょっと盆踊りしな
い？」と友だちを気軽に誘うこと
ができます。

歌詞も町の特徴を表したいいい歌
なので、もっとたくさんの人に
知ってもらいたいです。8月に催
す「小学生と踊ろう！盆踊り」で
は、子どもたちに興味を持ってもら
えたら嬉しいです。

イベント等に音頭指導員を派遣し
ています。私は保存会の立ち上げか
ら関わっています。作詞された米本
さんは私たちの踊りの先生でもあり、
よく稽古をつけてもらいました。

昭和63年の京都国体のときは盛り
上がりましたね。せっかく根付きは
じめたので終わらせたくないという
思いで、活動を続けています。当初
に支給された浴衣を今も着ている人
もいるんですよ。

昔に比べ、活動する場所が減って
きていると感じます。大山崎の四季
が盛り込まれた素敵な歌と踊りを、
絶やさず守り続けたいです。

大山崎町音頭保存会 会長
恵嶋 幸子 さん

高齢者生きがい対策事業

小学生と踊ろう！盆おどり

申込不要。夏の思い出づくりに、ぜひお越しください。

とき＝8月21日(金)13:00～15:00

ところ＝長寿苑

対象＝町内在住の小学生と60歳以上の方

主催＝高齢者生きがい対策事業運営委員会（構成：大山崎町長寿会連合
会、大山崎町社会福祉協議会、大山崎町）

問＝高齢者生きがい対策事業運営委員会事務局（健康課高齢介護係）

☎956-2101（内137）

小学生には
プレゼントあり！

皆さんは「おおやまざき音頭」
をご存じですか。今から約40年
前、昭和56年2月28日におおやま
ざき町歌とともに誕生しました。
この頃は町制施行10周年を迎
え、町民憲章や町の木・花・鳥が
制定されたところでした。さらに
心のふれあうふるさとづくりを進
めるため、おおやまざき音頭の
作成がスタートしました。「町の
四季折々の風物や史跡、名所など
を織り込んだみんなで楽しく和に
なって踊れるもの」という内容
で、町民を対象に歌詞を公募。24
篇の中から入選した歌詞に歌と踊
りを付けて完成しました。

昭和56年7月19日には、中央公
民館で町歌・音頭の発表会を行い
ました。この日を皮切りに、おお
やまざき音頭はお祭りや記念行
事、運動会など、様々な場面で
町民に親しまれるようになりました。

誕生から40年以上が経過した今
でも、おおやまざき音頭は踊られ
ています。これからの世代、音頭
の誕生を知らない若い人や、町外
から越してきた人にも受け継いで
いこうと、小学校で踊りの授業が
あったり、お祭りでベテランと一
緒になって踊る機会を設けたり
と、次の世代へバトンをつないで
います。



優しい音楽に合わせ、首を動かしたり、身体をひねったり…。このたび、ご当地体操「OH! やまざき体操」がまちの人々の力で誕生しました。動画共有サイト「Youtube」にも動画が掲載され、じわじわと広がりを見せています。

健康+地域の愛着を

これまで、地域のボランティア団体の皆さんが住民の健康維持のためラジオ体操の普及活動に力を入れていました。

そのうち、「地域に愛着が持てて、健康になれる体操があればいいな」という声が上がったことをきっかけに、ご当地体操の作成が始まりました。

得意分野を持ち寄って

町の介護保険メニューを活用し、大山崎町社会福祉協議会や地域のボランティア団体の方を中心にプロジェクトチームを結成。体操の構成や振り付け、音楽など、得意分野を持ち寄り、一からつくりあげていきました。

「アンパンマンマーチ」や「きらきら星」などの曲を、お琴伝承の会、昔懐かしい歌を楽しむ会、ポコの会（ハンドベル）に演奏してもらい、録音や編集は自宅に音響の工房を構える上野山さんが担当。

振り付けはダンスの経験のある木戸

て鳥肌が立ちっぱなしだったとか。

撮影は町在住のカメラマンの斑目さんが行い、プロジェクトチームの皆さんも出演。小さな子どもから高齢者まで、普段接点のない世代がご当地体操作成をきっかけに顔を合わせ、交流を深める機会にもなりました。

また、町のことをもっとよく知ってもらおうと撮影の場所にもこだわり、聴竹居や離宮八幡宮など、町の名所が登場します。より愛着のわく動画に仕上がりました。

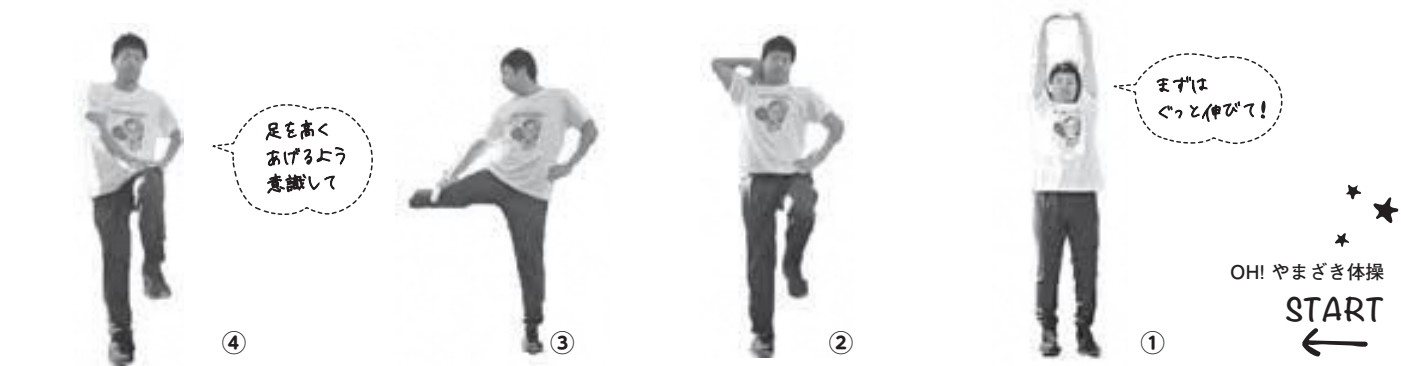
健康維持と、まちの一体感を

ついに完成した「OH! やまざき体操」。大山崎町社会福祉協議会法人化35周年記念式典で初披露され、出席者皆でイスに座りながら体操をしました。

その後も、高齢者の集う「みんなでいこカフェ」や「いきいきサロン」などで実施され、その認知度は徐々に上がっています。

今後は、初級者向けやイスに座った状態でする体操を新しく作成したいと意欲を燃やしています。また、体操を教える立場の「体操サポーター」も養成し、この体操を通してまち全体が健康に、元気になることに期待を寄せています。

全てが町で作られた、おおよまざき製、のご当地体操。住民の健康維持に加え、この体操を通して地域全体が元気になるといいですね。



探すのにメンバーと何度も話し合いました。

体操の作成を通して世代間交流

そして、いよいよ動画撮影です。撮影が行われたのは4月2日。動画で体操を行う和田さんと増田さんの2人は半そでを着用していますが、実は寒く

「難しすぎる」と高齢者の方などが置いてけぼりになってしまつし、簡単すぎると思つたらなくなつてしまつ。いい塩梅を

「一番難しかったことは「難易度の調整です。」と社協の沼田さんは語ります。

「難しすぎる」と高齢者の方などが置いてけぼりになってしまつし、簡単すぎると思つたらなくなつてしまつ。いい塩梅を

皆さんが考え、健康になる体操にするため、中川医院の健康運動指導士の和田さんと洛和ヴィラの理学療法士の増田さんも加わりました。

「一番難しかったことは「難易度の調整です。」と社協の沼田さんは語ります。

「難しすぎる」と高齢者の方などが置いてけぼりになってしまつし、簡単すぎると思つたらなくなつてしまつ。いい塩梅を

Interview OH! やまざき体操の作成に関わる方に話を聞きました

いつでもどこでも、皆で楽しくできる体操で健康になろうと取り組みを始めました。メンバーが得意分野を持ち寄り、全て町民の手で作り上げることができました。動画には町の名所も映り、素敵な仕上がりになつたと思います。今はじわじわと広がっているのを感じています。学校など子どもたちにも親しんでもらいたいです。地域で皆が知っている体操になればいいですね。

ボランティア団体（高齢者）代表
永田 芳江 さん

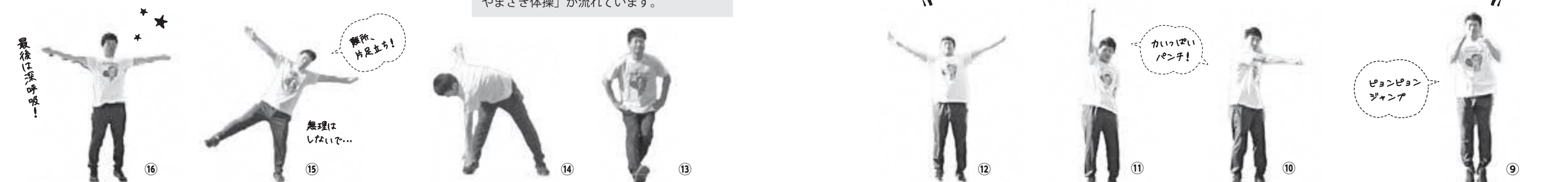
曲のひとつ「手のひらを太陽に」を担当しました。1ヶ月ほどかけて練習し、録音の日にはマイクが何本も揃った本格的な機材の前で、総勢30人で斉唱しました。何度も録り直しをして、最後にはへとへとでしたが、楽しかったです。この体操はボランティアの方々力でつくられているのが良いですね。体操を通じて、まちに一体感が生まれたらいいなと思います。

歌を担当
昔懐かしい歌を楽しむ会

やってみよう！ OH! やまざき体操

■動画で
動画共有サイト「Youtube」にアップされています。「OH! やまざき体操」で検索または以下のQRコードからアクセスしてください。

■ラジオで
FMおとくに（86.2）で毎朝6:50～6:55に「OH! やまざき体操」が流れています。



10月から 幼児教育・ 保育の無償化 がスタートします

問＝【**幼稚園（預かり保育は除く）に関する内容**】
学校教育課学校教育係（内211・214）
【**上記以外に関する内容**】
福祉課児童福祉係（内181）
子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化がスタートします。



◆対象となる子ども

3歳児～5歳児（0歳児～2歳児は住民税非課税世帯のみ）
※年齢は4月当初時点です。6歳に達したその年度の3月末までは対象となります

※幼稚園や認定こども園を利用している子どもは、満3歳の時点から無償化の対象となります（ただし、本町内には現在認定こども園はありません）
◆各施設における対象者・無償化となる内容について

(1) 保育所・小規模保育施設を利用する子ども
・3歳児～5歳児の全ての子ども
・保育料が無償化になります。0歳児～2歳児の子どもは利用料については、住民税非課税世帯のみが無償化になります。

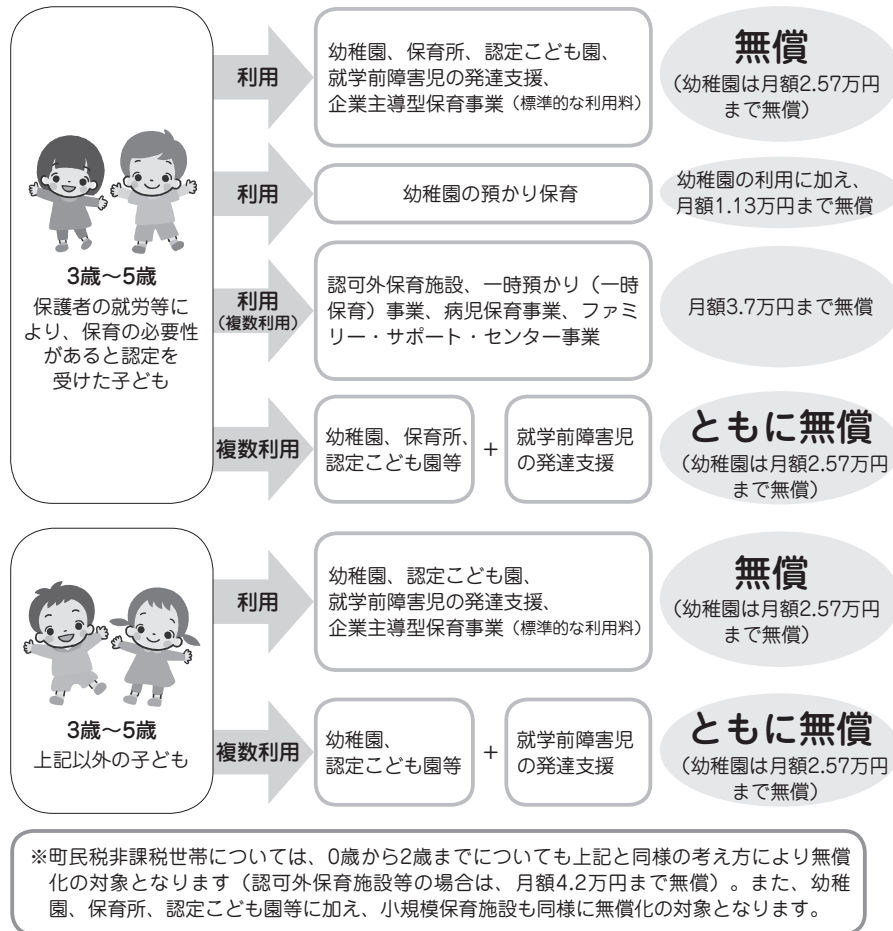
・3歳児～5歳児の全ての子どもについて、現在保育料の中に含まれている給食費（副食費）や実費として徴収されている費用（行事費など）は、無償化の対象外です。ただし、世帯の所得状況や世帯構成によって、給食費（副食費）が免除となる場合があります。なお、0歳児～2歳児の子どもは従来どおりの取り扱いです。
※町内の保育所・小規模保育施設を利用している子どもの保護者へは、今後利用施設を通じて無償化に関する説明文書を配布します

(2) 幼稚園（子ども・子育て支援新制度に移行していない園）を利用する子ども

①対象者・内容

・認可外保育施設等を利用する子どもについては、保育の必要性があると認定を受けた3歳児～5歳児の子どもを対象として、月額3・7万円までの利用料が無償化になります。
・0歳児～2歳児の子どもについては、住民税非課税世帯の子どもを対象に、月額4・2万円までの利用料が無償化になります。

・認可外保育施設等の利用料は、一旦



・満3歳～5歳児の全ての子どもの保育料（入園料含む）が無償化になります（月額2・57万円を上限）。

・実費として徴収されている費用（給食費、行事費など）は、無償化の対象外です。

※現在幼稚園を利用している子どもの保護者へは、7月に利用施設を通じて無償化に関する説明文書を配布しています

(3) 幼稚園の預かり保育を利用する子ども

・幼稚園の預かり保育を利用している3歳児～5歳児の子どもで、新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、保育料の無償化（上限月額2・57万円）に加え、上限月額450円（最大月1・13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化になります）。

・満3歳に達した日以後最初の3月31日までの子どもについては、住民税非課税世帯に限り、保育の必要性があると認定を受けた場合に、上限月額450円までの範囲内で無償化の対象になります。

・預かり保育の利用料は、一旦幼稚園に支払い、その利用料の領収証等を添付し、後日町へ請求する手続きが必要になります（償還払い）。

・利用している幼稚園の預かり保育の実施時間や実施日数により、さらに認可外保育施設等を併用している場合は、預かり保育の無償化上限額

施設等に支払い、その利用料の領収証等を添付し、後日町へ請求する手続きが必要になります（償還払い）。

②対象となる施設・サービス

・認可外保育施設、ベビーホテル、ベビシッター、認可外の事業所内保育施設等のほか、一時預かり（一時保育）事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業が対象になります。

(5) 障害児通園施設を利用する子ども

・就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する3歳児～5歳児の子どもについては、利用料が無償化になります。

・幼稚園、保育所、認定こども園等と障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります（幼稚園は月額2・57万円を上限）。

◆保育の必要性の認定について

幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等を利用する子どもが無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定を受ける必要があります。現在幼稚園の預かり保育を利用している子どもの保護者へは、7月に利用施設を通じて手続きに必要な書類を配布しています。

認可外保育施設等を利用している子どもの保護者は、役場1階福祉課児童福祉係（7番窓口）にて書類を配布しています。手続きには、保育を必要とする事由ごとに証明する書類の添付が必要です。詳細はお問い合わせください。

令和元年9月から 中学生の子育て支援 医療費助成を拡充します

これまで中学生の通院については、保険診療自己負担分のうち1ヶ月の医療費合計が3,000円を超える場合、その超過分を助成対象としていましたが、令和元年9月診療分から次のとおり助成対象が拡充します。

【令和元年9月診療分からの制度】	
0歳から小学校卒業まで	中学1年生から中学3年生まで
通院	保険診療自己負担分のうち、1ヶ月合計1,500円を超える分が助成対象
	京都府内の医療機関を受診した場合、窓口で支払う自己負担上限額は「1ヶ月・1医療機関1,500円」になります。
入院	保険診療自己負担分のうち、1ヶ月・1医療機関200円を超える分が助成対象
	※次の場合は、後日に償還払いの手続きが必要です①京都府以外の医療機関を受診した場合②同月内に複数の医療機関で受診し、保険診療自己負担分の合計が1,500円を超えた場合

※調剤薬局も対象。保険診療対象外のもの、助成の対象になりません（健診費用・予防接種費用等）

対象の中学生へは、8月末までに「子育て支援医療費受給者証」（緑がかった水色の受給者証）を送付します。

9月以降に中学生が医療機関（京都府内のみ対象）を受診する際は、窓口で提示してください。

次のような場合は、後日に役場1階福祉課児童福祉係（7番窓口）にて、必ず償還払いの手続きが必要です。

①保険点数が記載されている領収書（同月内に受診した分全て）、印鑑振込先口座が分かるもの、健康保険証、子育て支援医療費受給者証を持って手続きをしてください。

②同月内に複数の医療機関で受診し、保険診療自己負担分の合計が1,500円を超えた場合

問Ⅱ福祉課児童福祉係
☎95622101
(内181・184)



一人ひとりが尊重される社会 そして、差別のない社会をめざして

〽8月は「人権強調月間」です〽日常生活のなかの「人権」について、考えてみましょう。

問Ⅱ政策総務課総務係 TEL956-2101(内321)

身近な人権問題

私たちの日常生活の中には、同和問題（部落差別）や障がいのある人、外国籍の人、女性、子どもや高齢者、性的指向やからだの性ところの性との不一致に悩む人などに対する様々な人権問題が根強く存在しています。

また、情報技術の進展に伴い、インターネット上での誹謗・中傷や悪質な差別も後を絶たない状況にあります。

このような社会の状況のなか、平成28年（2016年）には、差別のない社会の実現をめざして「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差

別解消法」の3つの法律（いずれも略称）が施行されています。

これらの法律に基づき、また、一人ひとりが尊重され、偏見や差別のない誰もが暮らしやすい社会をめざして、様々な取り組みが進められています。日常生活の様々な人権問題は、けつして他人ごとではありません。この機会に皆さん自身の身近な問題として「人権」について、あらためて考えてみてください。

「事前登録型本人通知制度」をご利用ください

戸籍謄本や住民票の写しなどが不正に取得され、結婚や就職の際の身元調

査に利用されるなど、個人情報の不正取得によって個人の権利が侵害される恐れがあります。

〇どのような制度？

事前に登録された方の住民票の写し等を第三者に交付した場合、その「交付した」事実をお知らせするものです。住民票の写し等の不正請求・不正取得による権利侵害を抑止・防止します。

※住民票の写し等の証明書を第三者に交付できないようにする制度ではありません

〇登録方法

役場1階2番窓口 税住民課 住民係へお越しください。必要書類等、詳しくはお問い合わせください。

一人で悩まないで【相談窓口】

差別されていると感じたときなどは、一人で悩まずにご相談ください。秘密は厳守され、相談は無料です。

【心配ごと相談】

大山崎町内では、人権擁護委員による面接相談を行っています。人権擁護委員は法務大臣から委嘱され、人権相談や人権の考えを広める啓発活動を行っています。大山崎町では5人の人権擁護委員がおられます。

とき＝毎月第3㊦ 13：30～15：30（予約不要）

ところ＝大山崎町役場1階相談室

【人権問題法律相談～京都府人権リーガルレスキュー隊～】

—電話相談—

とき＝毎月第1・第3㊦ 14：00～16：00（20～30分程度）

☎075-741-6321（専用電話）

—面接相談—（一人40分まで）

昼 間	<京都府庁での相談> とき＝毎月第2㊦（事前予約制） 13：30～16：30 申込期限＝相談日の1週間前 問・申込先＝京都府人権啓発推進室 ☎075-414-4271
	<宇治総合庁舎での相談> とき＝8月27日㊦（事前予約制） 13：30～16：30 申込期間＝7月30日㊦～8月20日㊦ 問・申込先＝京都府宇治総合庁舎 ☎0774-21-2101
夜 間	<京都弁護士会京都駅前法律相談センター> とき＝毎月第3㊦（事前予約制） 18：00～20：30 申込期限＝相談日の1週間前 問合せ・申込先＝ 京都弁護士会京都駅前法律相談センター ☎075-741-6322

【京都地方法務局の相談窓口】 —常設相談—

とき＝㊦～㊦（祝祭日・年末年始を除く） 8：30～17：15

ところ＝京都地方法務局（京都市上京区荒神口通河原町東入上生州町197）

問＝☎0570-003-110

（みんなの人権110番）

—インターネットによる人権相談—
パソコンやスマートフォン、携帯電話からいつでもアクセスできます。（24時間受付）

☎ http://www.jinken.go.jp/

平和について考える

映画の上映やパネル展、貴重な資料展示などを催します。
これをきっかけに、平和について、今一度その大切さを考えてみませんか。

令和元年度平和学習事業

映画「この世界の片隅に」上映会

太平洋戦争が終結して今年で74年目を迎えます。平和についてより身近に考えるきっかけとなるよう、映画の上映会を実施します。申込不要。

とき＝8月6日㊦ 13:30～16:00

ところ＝大山崎ふるさとセンター3階ホール

内容＝アニメ映画「この世界の片隅に」上映会

問＝政策総務課企画観光係

☎956-2101（内314）



©この史代・双葉社／「この世界の片隅に」製作委員会

令和元年度

平和のパネル展

本町は、平成7年12月に「大山崎町非核平和宣言」を制定しています。戦争の悲惨さ、平和の尊さを訴えるため、今年も平和のパネル展を行います。

とき＝8月6日㊦～15日㊦

ところ＝大山崎ふるさとセンター1階ロビー

（前年から場所が変わりました）

内容＝平和のパネル展「人間と原爆」

問＝政策総務課企画観光係

☎956-2101（内314）

小企画展

平和のいしずえ展

アジア太平洋戦争時の資料から、平和の尊さを考えます。

とき＝8月6日㊦～25日㊦

ところ＝大山崎町歴史資料館研修室

問＝大山崎町歴史資料館

☎952-6288

毎月の医療費が高額になる方は

「限度額適用認定証」

の申請を！

毎月の医療費が高額になる場合に病院などで提示すると医療費を限度額にとどめることができる「限度額適用認定証（以下「証」といいます。）」の新年度の申請ができます。

対象は国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者と老人医療助成制度の対象者です。希望される場合は役場にご来庁ください。

【対象者など】

	老人医療 助成制度	国民健康保険		後期高齢者 医療保険
	65～69歳	69歳以下	70歳以上	75歳以上
発行の 対象者	住民税非課 税世帯	全員	・住民税非課税世帯 ・課税所得145万円以上 690万円未満の世帯	
有効期間	申請月の初日～令和2年7月31日（70歳の誕生日末日または75歳の誕生日の前日の場合もあります。）			
申請に必要な もの	保険証、印鑑、来庁者の本人確認ができるもの、委任状（代理人が申請する場合のみ）			

■非課税世帯の方は、証を提示すると入院時の食事代が減額されます。また、証の区分が「区分オ」又は「区分Ⅱ」で過去1年間の入院が91日以上の場合は、申請により食事代がさらに減額されます。申請の際には90日を超える入院をしたことが確認できる書類（領収書等）をお持ちください。

■すでに証をお持ちの後期高齢者医療被保険者で8月以降も対象の方には7月に新しい証を送付しています。

■有効期限切れの証をお持ちの場合は役場に返還いただくか、ご自身で破棄してください。

問・申請先＝健康課保険医療係

☎956-2101（内114）